

非管理文書

様式第1号の11（第1条の2関係）

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和元年10月21日

住 所 札幌市中央区北7条西15丁目28番地11

氏 名 株式会社丸升増田本店
代表取締役 内山 恭子
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

旭川市長 西 川 将 人 印



許可の年月日	平成12年3月31日	許可番号	環廃第13-16号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	ごみ処理施設（圧縮施設） 可燃ごみ（紙類）		
設置場所	北海道旭川市東8条4丁目43番地		
処理能力	75t/日		
許可の条件	*****		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条第7項に規定する許可を受けていることを証する書類の提出の有無	有——— 無		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守してください。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けてください。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けてください。		